

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2021年5月28日

【発行者の名称】

株式会社ひかりホールディングス
(Hikari Holdings Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 倉地 猛

【本店の所在の場所】

岐阜県多治見市笠原町1223番地の14

【電話番号】

(0572)56-1212 (代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員管理本部長 立川 征吾

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ひかりホールディングス

<https://h-holdings.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関

する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自 2018年9月1日 至 2019年2月28日	自 2019年9月1日 至 2020年2月29日	自 2020年9月1日 至 2021年2月28日	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	自 2019年9月1日 至 2020年8月31日
売上高 (千円)	909,956	1,369,900	1,611,929	2,180,815	2,953,639
経常利益 (千円)	7,174	62,835	22,248	25,731	49,330
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	19,412	57,814	3,997	22,432	83,061
中間包括利益又は包括利益 (千円)	19,412	55,577	5,080	22,914	80,973
純資産額 (千円)	154,140	222,517	267,106	157,422	237,956
総資産額 (千円)	1,632,734	1,949,482	2,600,879	1,538,211	2,157,025
1株当たり純資産額 (円)	578.38	802.30	979.66	590.97	899.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	74.46	221.77	15.25	86.05	318.61
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	9.2	10.7	10.1	10.0	10.9
自己資本利益率 (%)	13.8	31.8	1.6	15.7	42.7
株価収益率 (倍)	—	—	190.2	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△36,840	△13,255	67,827	81,871	118,646
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△176,344	△26,042	△7,517	△325,921	△61,901
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	298,602	33,196	358,265	195,752	82,439
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	449,440	309,614	873,476	315,716	454,900
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	102 (11)	115 (8)	132 (15)	110 (10)	127 (20)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益について、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注3) 株価収益率について、第4期中、第4期、第5期中及び第5期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

(注4) 1株当たり配当額及び配当性向について、配当を行っていないため記載しておりません。

(注5) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2【事業の内容】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年11月27日以降、当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年11月27日以降、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
タイル・石材加工販売事業	19 (2)
タイル・石材建築工事事業	10 (2)
建材卸売事業	12 (7)
電気通信工事事業	75 (—)
その他	16 (4)
合計	132 (15)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を () 外数で記載しております。

(注2) その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年2月28日現在

従業員数(人)	13 (2)
---------	--------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を () 外数で記載しております。

(注2) 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2020年9月1日から2021年2月28日）の世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、アジア新興国や資源国等の成長鈍化など不透明感があつた中で、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、経済活動が停滞しております。また、日本経済は、企業収益や雇用環境が改善基調にありましたが、消費税増税に伴う個人消費の減少や、不安定な国際情勢や金融資本市場等による国内景気への影響に対する懸念、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞長期化等により、先行き不透明な状況にあります。

当社グループにつきましては、タイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業の主要市場である建設業界において、政府建設投資は堅調に推移しているものの、企業業績の低迷等から民間建設投資が伸び悩んでおり、労働者不足やコスト上昇等の要因も相俟って依然として不透明な経済環境が続いております。

電気通信工事事業の主要市場である情報通信関連においては、テレワーク推進や業務のリモート化を始めとした働き方改革やオンライン授業などを推進するための通信インフラ分野の整備・強化を背景に、5GやAIといった新たな技術や新製品開発が推進され、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備が進むと考えられます。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は1,611,929千円（前年同期比17.7%増）、営業利益は19,821千円（同67.8%減）、経常利益は22,248千円（同64.6%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は3,997千円（同93.1%減）となりました。

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「タイル・石材建築工事事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事事業」など、それぞれ業界が異なる事業を行う多角化経営を志向しております。当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築・強化してまいります。

セグメント別の業績は次の通りです。

(タイル・石材加工販売事業)

売上高は256,150千円（前年同期比20.6%減）、セグメント損失は9,436千円（前年同期はセグメント利益25,185千円）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、受注が減少したことによるものです。

(タイル・石材建築工事事業)

受注が好調に推移し、売上高は526,070千円（前年同期比111.3%増）、セグメント利益は31,181千円（同42.0%増）となりました。

(建材卸売事業)

売上高は187,754千円（前年同期比21.3%増）、セグメント損失は662千円（前年同期はセグメント利益7,962千円）となりました。人員増強、積極的な販売施策等により増収となりましたが、人件費、運賃の増加等により減益となっております。

(電気通信工事事業)

売上高は613,586千円（前年同期比4.7%減）、セグメント利益は29,226千円（同54.9%増）となりました。前年同期の高水準の受注量に比してやや減収となりましたが、5G対応の需要増加等により、引き続き受注は堅調に推移しております。また、前々期における新設拠点及び人員増加に係る投資が効果を発現し、増益となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は873,476千円で、前連結会計年度末に比べ418,576千円増加しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は67,827千円（前年同期は13,255千円の使用）となりました。主な増加要因は未成工事受入金の増加額40,460千円、法人税等の還付額29,443千円、税金等調整前中間純利益26,739千円、減価償却費25,826千円、未収消費税等の減少額22,244千円、未払金の増加額16,225千円、のれん償却額14,747千円、主な減少要因は売上債権の増加額78,575千円、仕入債務の減少額16,603千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は7,517千円（前年同期は26,042千円の使用）となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出8,854千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は358,265千円（前年同期は33,196千円の獲得）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入329,000千円、短期借入金の純増加額50,000千円、社債の発行による収入49,140千円、新株の発行による収入24,070千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出70,669千円、リース債務の返済による支出13,898千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	210,371	97.3
タイル・石材建築工事業 (千円)	587,714	192.7
電気通信工事業 (千円)	502,276	95.8
合計 (千円)	1,300,363	124.4

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 建材卸売事業及びその他事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間末 (2021年2月28日)	前年 同期比 (%)
建材卸売事業 (千円)	184,286	120.2	15,479	81.7
合計 (千円)	184,286	120.2	15,479	81.7

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) タイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事業、電気通信工事業及びその他事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	256,150	79.4
タイル・石材建築工事業 (千円)	526,070	211.3
建材卸売事業 (千円)	187,754	121.3
電気通信工事業 (千円)	613,586	95.3
その他 (千円)	28,368	—
合計 (千円)	1,611,929	117.7

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)		当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
三井住友建設(株)	—	—	269,783	16.7
(株)シーテック	146,929	10.7	162,610	10.1

(注3) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年11月27日以降、当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事象として、以下（1）に記載いたします。また、当社株式の株東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下（2）に記載いたします。

なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

（1）新型コロナウイルス感染拡大の影響について

①景気動向の影響について

当社グループの事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすくなっており、現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第によっては、これらの動向が変動し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

②原材料等の価格変動について

タイル・石材加工販売事業の製造過程及びタイル・石材建築工事業の建築工程において使用されるエネルギーや、タイル・石材の原材料となる顔料（釉薬など）や原料（セラミック材など）などの価格変動について、現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響により価格が高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③外国人技能実習生の雇用について

タイル・石材加工販売事業の従業員のうち、当中間連結会計期間末現在で約半数強が外国人の技能実習生となっております。現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、必要な人員を確保できなくなった場合には、一時的に人材不足となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

④輸入商品の確保と為替変動リスクについて

建材卸売事業において、海外（アジア圏及びEU圏）からタイルなどの商品を輸入しております。原則として外貨建取引を行なっておりますが、為替の状況によっては、仕入価格・販売価格に影響があり、また、これらの価格変動に起因して販売数量等が変動することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点で顕在化している問題はありませんが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外における生産能力の低下や、仕入価格の高騰などにより、必要とする輸入量を確保できなくなる可能性があります。

（2）J-Adviserとの契約について

当社グループは、株東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2015年2月1日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

（J-Adviser契約解除に関する条項）

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）

はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁

済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社の実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項)

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,891,072千円で、前連結会計年度末に比べ437,772千円増加しております。現金及び預金の増加412,656千円、完成工事未収入金の増加51,862千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は709,807千円で、前連結会計年度末に比べ6,081千円増加しております。のれんの減少14,747千円、繰延税金資産の増加8,568千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は1,258,622千円で、前連結会計年度末に比べ138,111千円増加しております。短期借入金の増加50,000千円、未成工事受入金の増加40,460千円、未払法人税等の増加29,694千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は1,075,150千円で、前連結会計年度末に比べ276,592千円増加しております。長期借入金の増加237,815千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は267,106千円で、前連結会計年度末に比べ29,150千円増加しております。新株の発行による資本金の増加12,035千円、同資本剰余金の増加12,035千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間における売上高は1,611,929千円（前年同期比17.7%増加）となりました。タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業において受注が堅調に推移し、前年同期比で増収となった一方、タイル・石材加工販売事業及び電気通信工事事業においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により減収となっております。

(売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は411,529千円（前年同期比0.4%増加）となりました。タイル・石材加工販売事業以外の各事業の売上総利益は増加しましたが、タイル・石材加工販売事業において、受注の減少、外注費率の増加等により売上総利益が減少し、連結ベースでの売上総利益率は前年同期の29.9%から当中間連結会計期間は25.5%へ低下しております。

(販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は391,708千円（前年同期比12.4%増加）となりました。売上高販管費率は24.3%と前年同期比の25.4%より改善しております。これは主に、旅費交通費、交際費等の経費低減によるものです。

(営業利益)

当中間連結会計期間における営業利益は19,821千円（前年同期比67.8%減少）となりました。これは主に売上総利益率の低下によるものです。

(経常利益)

当中間連結会計期間における経常利益は22,248千円（前年同期比64.6%減少）となりました。これは主に営業利益の減少によるものです。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は26,739千円（前年同期比68.7%減少）、親会社株主に帰属する中間純利益は3,997千円（前年同期比93.1%減少）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2021年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2021年5月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,119,600	831,400	288,200	288,200	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	1,119,600	831,400	288,200	288,200	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（2015年8月10日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2021年2月28日)	公表日の前月末現在 (2021年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,769(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,900(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。) 	同左

	<p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p>	同左

	<p>「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第3回新株予約権（2015年12月30日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2021年2月28日)	公表日の前月末現在 (2021年4月30日)
新株予約権の数(個)	220(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上</p>	<p>同左</p>

	<p>記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第4回新株予約権（2016年11月29日定時株主総会決議、2017年3月14日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2021年2月28日)	公表日の前月末現在 (2021年4月30日)
新株予約権の数(個)	170(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400(注4) 資本組入額 1,200(注4)	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上</p>	<p>同左</p>

	<p>記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第6回新株予約権（2019年11月26日定時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2021年2月28日)	公表日の前月末現在 (2021年4月30日)
新株予約権の数(個)	200(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注1、注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400 資本組入額 1,200	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上</p>	<p>同左</p>

	<p>記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月29日 (注)	8,300	288,200	12,035	52,035	12,035	20,835

(注) 有償第三者割当 8,300株
 発行価格 2,900円
 資本組入額 1,450円
 主な割当先 (株)オルスタンダード

(6) 【大株主の状況】

2021年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
倉地 朝子	岐阜県多治見市	77,300	26.82
倉地 太	岐阜県多治見市	44,600	15.48
石原 真理子	岐阜県多治見市	23,400	8.12
名古屋中小企業投資育成(株)	愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30	19,200	6.66
倉地 猛	岐阜県多治見市	17,900	6.21
倉地 晴幸	岐阜県多治見市	15,000	5.20
加藤 勝	岐阜県多治見市	7,000	2.43
(株)オルスタンダード	東京都武蔵野市桜提2-7-25	6,500	2.26
石原 千雅	岐阜県多治見市	6,200	2.15
(株)紀伊大理石	横浜市泉区上飯田町4584-2	4,200	1.46
計	—	221,300	76.79

(注) 上記の他、自己株式が19,200株 (6.66%) あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 269,000	2,690	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	288,200	—	—
総株主の議決権	—	2,690	—

②【自己株式等】

2021年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株)ひかりホールデ ィングス	岐阜県多治見市笠原 町1223-14	19,200	—	19,200	6.66
計	—	19,200	—	19,200	6.66

2【株価の推移】

月別	2020年9月	10月	11月	12月	2021年1月	2月
最高(円)	—	—	—	—	2,900	—
最低(円)	—	—	—	—	2,900	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2020年9月から12月まで及び2021年2月においては売買実績がありません。

3【役員状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表日以降、当中間発行者情報公表日までの役員の変動は下記の通りです。

(1) 就任役員

役名	職名	氏名	就任年月日
監査役	—	丹羽 直樹	2021年4月22日
監査役	—	竹尾 卓朗	2021年4月22日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	加藤 勝	2021年5月17日

(3) 異動後の役員男女別人数及び女性の比率

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率1%)

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2020年9月1日から2021年2月28日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (2021年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	566,063	978,719
受取手形及び売掛金	105,160	104,026
電子記録債権	6,869	34,716
完成工事未収入金	128,462	180,325
商品及び製品	96,747	102,685
未成工事支出金	432,617	434,449
原材料及び貯蔵品	4,895	4,579
前渡金	23,594	12,675
未収還付法人税等	29,406	—
未収消費税等	22,244	—
その他	37,817	39,809
貸倒引当金	△577	△913
流動資産合計	1,453,300	1,891,072
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 85,419	※2 86,653
機械装置及び運搬具（純額）	43,236	38,471
工具、器具及び備品（純額）	2,230	2,017
土地	※2 49,172	※2 49,172
リース資産（純額）	136,164	137,133
有形固定資産合計	※1 316,222	※1 313,447
無形固定資産		
のれん	217,429	202,681
その他	586	527
無形固定資産合計	218,015	203,208
投資その他の資産		
投資有価証券	26,384	28,918
保険積立金	70,430	77,496
差入保証金	43,254	42,324
繰延税金資産	12,364	20,933
その他	20,133	26,559
貸倒引当金	△3,080	△3,080
投資その他の資産合計	169,486	193,150
固定資産合計	703,725	709,807
資産合計	2,157,025	2,600,879

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (2021年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	50,388	35,226
工事未払金	110,559	109,117
短期借入金	160,000	210,000
1年内償還予定の社債	7,000	14,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 150,174	※2 170,690
リース債務	25,127	26,485
未払金	70,801	87,356
未払費用	39,197	40,706
未払法人税等	2,837	32,531
未払消費税等	38,927	33,464
未成工事受入金	398,929	439,389
前受金	32,633	16,465
賞与引当金	7,868	13,789
その他	26,066	29,400
流動負債合計	1,120,511	1,258,622
固定負債		
社債	39,500	79,000
長期借入金	※2 463,791	※2 701,606
リース債務	114,008	113,477
繰延税金負債	998	—
長期未払金	30,259	31,066
役員退職慰労引当金	150,000	150,000
固定負債合計	798,557	1,075,150
負債合計	1,919,069	2,333,772
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	52,035
資本剰余金	181,932	193,967
利益剰余金	44,457	48,454
自己株式	△28,925	△28,925
株主資本合計	237,464	265,531
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△2,865	△2,002
その他の包括利益累計額合計	△2,865	△2,002
新株予約権	937	937
非支配株主持分	2,420	2,640
純資産合計	237,956	267,106
負債純資産合計	2,157,025	2,600,879

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)
売上高	1,369,900	1,611,929
売上原価	※1 959,942	※1 1,200,399
売上総利益	409,958	411,529
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	69,324	94,954
役員報酬	65,460	64,465
賞与引当金繰入額	998	1,726
退職給付費用	292	288
法定福利費	15,888	21,204
運送費及び保管費	17,318	25,140
賃借料	30,251	34,850
保険料	10,169	11,762
旅費交通費	16,877	10,696
減価償却費	6,396	11,309
のれん償却額	10,392	14,747
貸倒引当金繰入額	140	335
その他	104,972	100,227
販売費及び一般管理費合計	348,482	391,708
営業利益	61,475	19,821
営業外収益		
受取利息	24	36
受取配当金	114	60
その他	9,243	10,600
営業外収益合計	9,382	10,697
営業外費用		
支払利息	6,968	6,911
その他	1,055	1,359
営業外費用合計	8,023	8,271
経常利益	62,835	22,248
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 353
保険積立金解約益	22,606	4,381
特別利益合計	22,606	4,734
特別損失		
固定資産処分損	—	※3 242
特別損失合計	—	242
税金等調整前中間純利益	85,441	26,739
法人税、住民税及び事業税	29,121	32,539
法人税等還付税額	△2,260	—
法人税等調整額	546	△10,016
法人税等合計	27,407	22,522
中間純利益	58,034	4,217
非支配株主に帰属する中間純利益	220	220
親会社株主に帰属する中間純利益	57,814	3,997

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)
中間純利益	58,034	4,217
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,456	863
その他の包括利益合計	△2,456	863
中間包括利益	55,577	5,080
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	55,357	4,860
非支配株主に係る中間包括利益	220	220

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2019年9月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	40,000	181,331	△38,604	△28,925	153,802	262	262	937	2,420	157,422
当中間期変動額										
親会社株主に帰属 する中間純利益			57,814		57,814					57,814
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—	△2,718	△2,718	—	10,000	7,281
当中間期変動額合計	—	—	57,814	—	57,814	△2,718	△2,718	—	10,000	65,095
当中間期末残高	40,000	181,331	19,210	△28,925	211,616	△2,456	△2,456	937	12,420	222,517

当中間連結会計期間（自 2020年9月1日 至 2021年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	40,000	181,932	44,457	△28,925	237,464	△2,865	△2,865	937	2,420	237,956
当中間期変動額										
新株の発行	12,035	12,035			24,070					24,070
親会社株主に帰属 する中間純利益			3,997		3,997					3,997
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—	863	863	—	220	1,083
当中間期変動額合計	12,035	12,035	3,997	—	28,067	863	863	—	220	29,150
当中間期末残高	52,035	193,967	48,454	△28,925	265,531	△2,002	△2,002	937	2,640	267,106

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	85,441	26,739
減価償却費	25,068	25,826
のれん償却額	10,392	14,747
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△9	335
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,331	5,920
受取利息及び受取配当金	△139	△97
支払利息	6,968	6,911
保険積立金解約益	△22,606	△4,381
売上債権の増減額 (△は増加)	△72,227	△78,575
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△270,897	△7,460
未収消費税等の増減額 (△は増加)	13,654	22,244
仕入債務の増減額 (△は減少)	73,331	△16,603
未払金の増減額 (△は減少)	△26,877	16,225
未払費用の増減額 (△は減少)	△10,224	1,508
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,718	△5,463
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	239,607	40,460
その他	△26,708	△251
小計	30,824	48,087
利息及び配当金の受取額	139	65
利息の支払額	△6,968	△6,931
法人税等の支払額	△39,511	△2,837
法人税等の還付額	2,260	29,443
営業活動によるキャッシュ・フロー	△13,255	67,827
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△41,595	△8,854
保険積立金の積立による支出	△6,836	△7,065
保険積立金の解約による収入	25,865	4,381
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△7,750	—
その他	4,273	4,022
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,042	△7,517
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	30,000	50,000
長期借入れによる収入	46,000	329,000
長期借入金の返済による支出	△79,463	△70,669
社債の発行による収入	50,000	49,140
リース債務の返済による支出	△9,363	△13,898
新株の発行による収入	—	24,070
その他	△3,976	△9,377
財務活動によるキャッシュ・フロー	33,196	358,265
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,101	418,576
現金及び現金同等物の期首残高	315,716	454,900
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 309,614	※1 873,476

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

連結子会社名：(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)CFノベルストーン、(株)ネット、(株)トライ、(株)セラミックワン、スマート・ブリック(株)、(株)ミヤガワ東京、(株)CI' Sイノベーション

2. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日（2月28日）と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(イ) その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの：主として移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

(イ) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 製品、未成工事支出金、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ハ) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 12～24年

機械装置及び運搬具 6～12年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間分に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準：当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生時以降10年間の均等償却で行っております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた「未収消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた△13,053千円は、「未払消費税等の増減額」13,654千円、「その他」△26,708千円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (2021年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	228,654千円	247,122千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (2021年2月28日)
建物及び構築物(純額)	9,118千円	8,440千円
土地	38,240	38,240
関係会社株式(連結消去前金額)	300,000	300,000
合計	347,358	346,680

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (2021年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	35,412千円	35,412千円
長期借入金	197,696	179,990
合計	233,108	215,402

3 受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (2021年2月28日)
受取手形割引高	43,131千円	34,378千円
受取手形裏書譲渡高	33,752	48,968
電子記録債権裏書譲渡高	35,612	24,463

(中間連結損益計算書関係)

※1 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下の通り棚卸資産評価損が含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)
棚卸資産評価損	1,167千円	3,313千円

※2 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)
機械装置及び運搬具(純額)	一千円	353千円

※3 固定資産処分損の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)
工具、器具及び備品(純額)	一千円	242千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	279,900	—	—	279,900
合計	279,900	—	—	279,900
自己株式				
普通株式	19,200	—	—	19,200
合計	19,200	—	—	19,200

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	合計	—	176,900	—	—	176,900	937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	279,900	8,300	—	288,200
合計	279,900	8,300	—	288,200
自己株式				
普通株式	19,200	—	—	19,200
合計	19,200	—	—	19,200

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加8,300株は、第三者割当増資に伴う新株発行によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	合計	—	176,900	—	—	176,900	937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)
現金及び預金勘定	416,366千円	978,719千円
預け金(流動資産のその他)	—	7,800
長期預金(投資その他の資産のその他)	—	960
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△106,752	△114,002
現金及び現金同等物	309,614	873,476

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として、「機械装置及び運搬具」であります。

② 無形固定資産

主として、「ソフトウェア」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）をご参照ください。）

前連結会計年度（2020年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	566,063	566,063	—
(2) 受取手形及び売掛金	105,160	105,160	—
(3) 電子記録債権	6,869	6,869	—
(4) 完成工事未収入金	128,462	128,462	—
(5) 投資有価証券	26,384	26,384	—
資産計	832,939	832,939	—
(1) 買掛金	50,388	50,388	—
(2) 工事未払金	110,559	110,559	—
(3) 短期借入金	160,000	160,000	—
(4) 未払金	62,825	62,825	—
(5) 未払費用	39,197	39,197	—
(6) 未払法人税等	2,837	2,837	—
(7) 未払消費税等	38,927	38,927	—
(8) 社債（1年内償還予定を含む）	46,500	46,499	△0
(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	613,965	613,420	△544
(10) リース債務（1年内返済予定を含む）	139,136	139,031	△104
(11) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	38,235	36,548	△1,687
負債計	1,302,573	1,300,236	△2,336

当中間連結会計期間（2021年2月28日）

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	978,719	978,719	—
(2) 受取手形及び売掛金	104,026	104,026	—
(3) 電子記録債権	34,716	34,716	—
(4) 完成工事未収入金	180,325	180,325	—
(5) 投資有価証券	28,918	28,918	—
資産計	1,326,704	1,326,704	—
(1) 買掛金	35,226	35,226	—
(2) 工事未払金	109,117	109,117	—
(3) 短期借入金	210,000	210,000	—
(4) 未払金	78,471	78,471	—
(5) 未払費用	40,706	40,706	—
(6) 未払法人税等	32,531	32,531	—
(7) 未払消費税等	33,464	33,464	—
(8) 社債（1年内償還予定を含む）	93,000	93,022	22
(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	872,296	870,932	△1,363
(10) リース債務（1年内返済予定を含む）	139,963	140,189	226
(11) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	39,950	37,464	△2,486
負債計	1,684,727	1,681,127	△3,600

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 社債(1年内償還予定を含む)、(9) 長期借入金(1年内返済予定を含む)、(10) リース債務(1年内返済予定を含む)、(11) 長期未払金(1年内返済予定を含む)
元利金の合計額を新規に同様の社債発行、借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (2021年2月28日)
差入保証金	43,254千円	42,324千円

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 その他 2名	当社取締役 5名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 1名 子会社取締役 5名 子会社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 176,900株	普通株式 25,000株	普通株式 20,000株	普通株式 20,000株
付与日	2015年9月1日	2015年12月30日	2017年4月16日	2020年7月31日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りです。	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	20,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	20,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	176,900	22,000	17,000	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	176,900	22,000	17,000	—

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	368	368	2,400	2,400
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

(注1) 2017年12月7日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて算定を行っております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、類似会社比準方式に基づく分析結果を勘案し算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借期間が明確でなく、現時点において退去等も予定されていないことから資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「タイル・石材建築工事事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事事業」の4つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
タイル・石材加工販売事業	タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売
タイル・石材建築工事事業	タイル・石材を中心とした建築工事・施工
建材卸売事業	エクステリア関連商材の輸入仕入販売等
電気通信工事事業	電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益の数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2019年9月1日 至 2020年2月29日）

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	中間連結 財務諸表 計上額
	タイル・ 石材加工 販売事業	タイル・ 石材建築 工事事業	建材卸売 事業	電気通信 工事事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	322,537	248,992	154,772	643,598	1,369,900	—	1,369,900	—	1,369,900
セグメント間の内部売上高 又は振替高	21,810	—	22,837	—	44,648	—	44,648	△44,648	—
計	344,348	248,992	177,609	643,598	1,414,548	—	1,414,548	△44,648	1,369,900
セグメント利益 (注3)	25,185	21,961	7,962	18,863	73,973	—	73,973	△12,497	61,475
セグメント資産	383,796	736,662	163,849	798,495	2,082,804	810,951	2,893,756	△944,273	1,949,482
セグメント負債	323,465	604,105	252,025	394,869	1,574,466	582,623	2,157,089	△430,124	1,726,964
その他の項目									
減価償却額	12,058	2,949	421	8,647	24,077	990	25,068	—	25,068

(注1) その他の区分は、主に全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2020年9月1日 至 2021年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	中間連結 財務諸表 計上額
	タイル・ 石材加工 販売事業	タイル・ 石材建築 工事業	建材卸売 事業	電気通信 工事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	256,150	526,070	187,754	613,586	1,583,561	28,368	1,611,929	—	1,611,929
セグメント間の内部売上高 又は振替高	19,009	66	23,630	—	42,706	—	42,706	△42,706	—
計	275,159	526,136	211,384	613,586	1,626,267	28,368	1,654,635	△42,706	1,611,929
セグメント利益 又は損失(△)(注3)	△9,436	31,181	△662	29,226	50,308	3,042	53,350	△33,528	19,821
セグメント資産	449,787	923,561	188,315	1,170,979	2,732,643	1,238,050	3,970,693	△1,369,814	2,600,879
セグメント負債	403,126	807,556	238,288	589,691	2,038,662	997,997	3,036,660	△702,887	2,333,772
その他の項目									
減価償却額	11,235	1,536	674	7,622	21,069	4,757	25,826	—	25,826

(注1) その他の区分は、主に全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年9月1日 至 2020年2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)シーテック	146,929	電気通信工事業

当中間連結会計期間（自 2020年9月1日 至 2021年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
三井住友建設(株)	269,783	タイル・石材建築工事事業
(株)シーテック	162,610	電気通信工事事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年9月1日 至 2020年2月29日）

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	タイル・石材 建築工事事業	建材卸売事業	電気通信工事 事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	—	10,392	—	—	—	—	10,392
当中間期末残高	—	187,896	—	—	—	—	187,896

当中間連結会計期間（自 2020年9月1日 至 2021年2月28日）

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	タイル・石材 建築工事事業	建材卸売事業	電気通信工事 事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	—	10,392	—	—	4,355	—	14,747
当中間期末残高	—	167,112	—	—	35,568	—	202,681

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は次の通りです。

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当中間連結会計期間 (2021年2月28日)
1 株当たり純資産額 (算定上の基礎)	899.88円	979.66円
純資産の部の合計額 (千円)	237,956	267,106
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,357	3,577
(うち新株予約権) (千円)	(937)	(937)
(うち非支配株主持分) (千円)	(2,420)	(2,640)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	234,598	263,529
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	260,700	269,000

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)
1 株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	221.77円	15.25円
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	57,814	3,997
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	57,814	3,997
普通株式の期中平均株式数 (株)	260,700	262,121
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合①)

当社は、2021年2月4日開催の取締役会において、当社の子会社である(株)セラミックワンが(株)本田組の発行済株式100.0%を取得し、同社を連結子会社化することについて決議いたしました。なお、2021年3月4日付で当該株式を取得しております。

1. 企業結合の概況

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社本田組

事業の内容：外部修繕工事業

(2) 企業結合を行う理由

(株)本田組は創業以来、外部修繕工事業を営み、ビル・マンション等の修繕工事を中心に事業展開しております。当社グループのタイル・石材建築工事業及びタイル・石材加工販売事業との親和性が高く、同社の高い技術力と当社グループの企画・設計力の相乗効果を発揮し、相互の収益性及び競争力の強化に寄与するものと判断しております。

(3) 企業結合日

2021年8月31日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後の企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として当該株式を取得したことによります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示といたします。

3. 支払資金の調達方法

自己資金

(取得による企業結合②)

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、当社の子会社である㈱トライが小林工業㈱の発行済株式100.0%を取得し、同社を連結子会社化することについて決議いたしました。なお、2021年3月日付で当該株式を取得しております。

1. 企業結合の概況

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：小林工業株式会社

事業の内容：建設工事業

(2) 企業結合を行う理由

小林工業㈱は創業以来、所在する岐阜県可児市の指定建設工事業者として土木工事や建物改修を中心に事業展開しております。㈱トライは無線設備の建設工事業者として業容拡大を続けており、小林工業㈱を子会社化することで総合建設事業者として更なる成長が期待でき、また、当社グループの電気通信工事業との親和性が高く、同社の高い技術力と当社グループの企画・設計力の相乗効果を発揮し、相互の収益性及び競争力の強化に寄与するものと判断しております。

(3) 企業結合日

2021年8月31日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後の企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として当該株式を取得したことによります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示といたします。

3. 支払資金の調達方法

自己資金

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年5月28日

株式会社ひかりホールディングス
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 犬飼 宗次 ㊞

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひかりホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年9月1日から2021年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ひかりホールディングス及び連結子会社の2021年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年9月1日から2021年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前段に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前段に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。